⑤　Be not under suspension of nomination, based on the procedure of acquisition of defense equipment and services, issued by Director General for Health and Medicine, Director General, Bureau of Defense Policy, Commissioner, Acquisition, Technology and Logistics Agency or Chief of Staff, Japan Maritime Self-Defense Force.

⑥　Do not intend to make a contract with the Ministry of Defense on selling, buying or producing the similar items to those who are under suspension of nomination stated above while having capital or personal relationship with them.

⑦　Those who are admitted to have justifiable reasons by the official in charge of the suspension of the nomination shall be exempted from these qualifications stated above.

⑻　Deadline for tender :

①②　16 : 45, 24 March 2021

⑼　Time and place for Bid :

①　10 : 00 a.m. 25 March 2021

②　10 : 15 a.m. 25 March 2021

Bid Room, Headquarters Sasebo District, Maritime Self-Defense Force

⑽　Contact point for the notice : Megumi Teraoka, Headquarters Sasebo District, Maritime Self-Defense Force, 18 Hirase-cho, Sasebo-shi, Nagasaki, 857―8567, Japan Phone : 0956―23―7111 Ext. 3254

⑾　Other items to be concerned :

①　Japanese language and currency shall be used in the contracting procedures.

②　No guaranty money for tender and contract.

③　Those who are to participate in public tenders are required to hand in needed certificates besides tender documents until the deadline. Tenderers are required to give any explanations about the documents until the day before the opening in case the contract officer requests.

④　The tender shall be voided in case tenderers lack the qualification for participating stated above, go against the requirements or rules for tender and contract.

⑤　The need to create a contract documents.

⑥　The tender shall be concluded if tenderer hand in the documents on which contract official finds that the product is able to be procured at the possible minimum price under the article 79 of the cabinet order concerning the budget, auditing and accounting.

⑦　No negotiations in the procedure.

⑧　Details about the tender are available in the instructions.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年２月12日

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊第２補給処十条支処

調達課長　堀之内新一

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　６、21、23、26

⑵　購入等件名及び数量

①　事務用消耗品（Webカタログ方式（通信販売方式））１式

品目及び購入予定数量は、入札説明書の品目リストによる。

②　什器（Webカタログ方式（通信販売方式））１式

品目及び購入予定数量は、入札説明書の品目リストによる。

③　日用品（生活用品、衛生用品及び清掃用品）（Webカタログ方式（通信販売方式））１式

品目及び購入予定数量は、入札説明書の品目リストによる。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　入札説明書による。

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　次のとおりとする。

上記⑵①入札は、入札金額に納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、入札説明書で示す、事務用消耗品の品目リストの品目ごとの単価、発注予定数量、品目ごとの単価に発注予定数量を乗じて得た合計額を記載し、総価で入札する。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された品目ごとの単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、提示する品目ごとの発注予定数量を乗じて算出した額の総価をもって落札価格とする。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

上記⑵②入札は、入札金額に納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、入札説明書で示す、什器の品目リストの品目ごとの単価、発注予定数量、品目ごとの単価に発注予定数量を乗じて得た合計額を記載し、総価で入札する。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された品目ごとの単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、提示する品目ごとの発注予定数量を乗じて算出した額の総価をもって落札価格とする。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

上記⑵③入札は、入札金額に納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、入札説明書で示す、日用品の品目リストの品目ごとの単価、発注予定数量、品目ごとの単価に発注予定数量を乗じて得た合計額を記載し、総価で入札する。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された品目ごとの単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、提示する品目ごとの発注予定数量を乗じて算出した額の総価をもって落札価格とする。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　令和１・２・３年度及び平成31・32・33年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

⑸　防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。